

居宅介護支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の規定に基づき、指定居宅介護支援の提供するにあたり、利用者やそのご家族に対し、ケアネット会津サービスセンターの事業運営規定の概要や勤務体制等、利用者のサービス選択にしすると認められる重要事項を記載したものです。

1 本事業所の概要

1) 本事業所名称・所在地等

事業所名	(株) ケアネット 会津サービスセンター
所在地	福島県会津若松市門田町工業団地 3 7 - 1
電話番号	0242-85-7092
ファクス番号	0242-38-0021
介護保険指定番号	0770201481
管理者	福西 真奈美
サービスを提供する地域	会津若松市・会津美里町・湯川村

2) 営業日・営業時間

営業日	月～金曜日（国民の祝日・12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時20分 但し、緊急の場合は時間外で相談業務を行います。

3) 職員体制

	常 勤	常勤兼務
管 理 者	1 名（介護支援専門員と兼務）	
介護支援専門員	2 名	1 名

4) 職務内容

管 理 者 当事業所の介護支援専門員の管理、利用申込みに係る調整、業務の管理を一元的に行います。また、当事業所の介護支援専門員に、厚生労働省令に定められた規定を順守させるため必要な指揮命令を行います。

介護支援専門員 利用者からの相談を受け、その心身の状況等に応じ適切なサービス計画を作成すると共に、円滑なサービスの利用に資するよう、市町村、居宅サービス事業所、医療機関及び介護保険施設等と密接な連携を図ります。

2 本サービスの目的及び運営の方針

本事業所は、要介護状態にある利用者の委託により、利用者の心身の状況に応じた適切な居宅サービス計画の作成を支援し、作成された居宅サービス計画に沿ってサービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整及びその他の便宜を図ることを目的として、本サービスを提供します。

3 基本方針

- 1) 要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営む事ができるよう、配慮します。
- 2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険・医療また福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
- 3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏する事のないよう、公正中立に行うものとします。サービス計画の原案を作成と同時に複数のサービス事業者等に関する情報を提供し、選択を求めその居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所を選んだ理由を求めることができるものとします。
・ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、ケアネット会津サービスセンター内で作成したケアプランにおけるサービス利用割合等の説明をさせていただきます。
詳細は【別紙1】を参照して下さい。
- 4) 市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センター、障害福祉相談支援専門員等との連携に努めるものとします。
- 5) 介護業界を通じ、高齢化社会に貢献し、介護保険制度の発展・地域包括ケアシステムの強化に寄与します。
- 6) 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていきます。

4 実施手順に関する具体的方針

■ 居宅サービス計画の作成を介護支援専門員が行います。

- 1 当事業所は、課題分析の方法として、自社専用アセスメントシートを使用します。
- 2 本事業所は、要介護状態にあるお客様が指定居宅サービス等の適切な利用をする事ができるよう、利用者の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整・紹介等の便宜の提供を行います。また、利用者が介護保険施設への入所を要する場合にあっては、介護保険施設との連絡調整、紹介の便宜の提供を行います。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画を新規に作成した場合や要介護認定更新認定、要介護状態区分の変更等を受けた場合においては、サービス担当者会議を開催、担当者に対する照会サービスを提供する事業者の担当者より意見を求め、サービスの質の向上及び連携に努めます。
感染防止や多職種連携の促進の観点から、オンラインツール等を活用した会議の開催を行うこともあります。

*サービス担当者会議等において、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう）を活用し、利用者又は家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得ます。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に沿って行います。

- 4 本事業所は、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化します。

- 5 特段の事情がない限り、少なくとも1カ月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、モニタリングの結果を記録します。人材の有効活用及び指定居宅サービス事業所との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、利用者の同意、サービス担当学会議等において関係者の合意を得られている場合などにおいては、テレビ電話装置その他の情報通信機器してモニタリングを行うこともあります。
- 6 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当学会議を開催し、その継続の必要性について、検討をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービスに記載します。
- 7 居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載します。
- 8 選択性の福祉用具(固定用スロープ、歩行車を除く歩行器、松葉杖を除く単点杖及び多点杖)の提供にあたっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対しメリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況などを踏まえ、提案を行います。
- 9 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者にかかわる必要な情報を提供する等の連携を図ります。
- 10 本事業所は、指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮します。
- 11 訪問介護事業所等から利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- 12 事業所は、医療機関等との連携強化を図るため、居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者等に対し、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- 13 利用者が医療系サービスを希望している場合には、利用者の同意を得て、主治医の意見を求めるとともに、主治医に対して居宅サービス計画を交付します。

5 利用料金

1) 利用料

利用料は介護報酬の告示の額とします。介護認定を受けられた方は、全額介護保険より支払われますので、自己負担はありません。【別紙2】を参照して下さい。

2) 交通費

前記 1. のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は介護支援専門員が訪問するための下記の交通費が必要です。

*通常の事業提供実施地域以外は片道1キロにつき50円です。

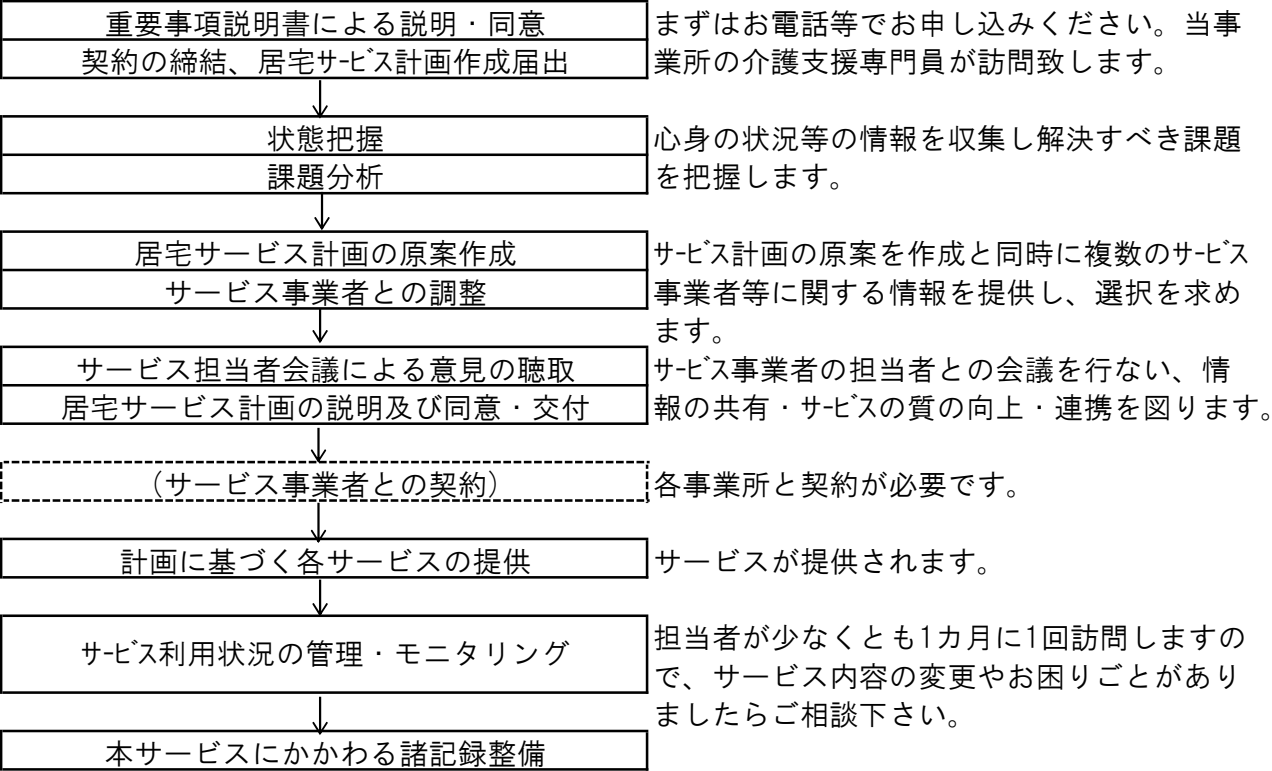
3) 解約料

5日前までに連絡することにより契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4) 支払方法

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合には、1カ月につき別紙1の料金を頂きます。お支払い頂きますと、サービス提供証明書を発行致しますので、後日お住まいの市町村窓口に出いただきますと、全額払い戻しを受けられます。

6 申込みからサービス提供までの流れ



7 サービス相談窓口、苦情受付窓口、対応の手順

1 本事業所	
電話番号	0242-85-7080 （代表） 0242-85-7092 （居宅）
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時 国民の祝日、12月30日～1月3日を除く
受付担当者	福西 真奈美・平野 玲子・本名 由美

ご不明な点など、担当者までお気軽にご相談下さい。
担当者が不在の場合でも、対応可能です。

2 その他、当社以外に福島県国民健康保険団体連合会、又は各市町村の介護保険窓口に相談することもできます。

○会津若松市 高齢福祉課	0242-39-1247
○会津美里町 健康ほけん課	0242-55-1145
○湯川村 住民課 福祉係	0241-27-8810
○福島県国民健康保険団体連合会 （介護サービス相談窓口）	024-523-2702
（苦情相談窓口）	024-528-0040

3 苦情を受け付けた場合、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

- 1) 苦情の受付
- 2) 苦情の内容確認
- 3) 管理者へ報告
- 4) 解決に向けた対応の事前説明・同意
- 5) 解決に向けた対応の実施
- 6) 再発防止策の検討・立案、改善の実施
- 7) 結果の報告

8 秘密保持

事業所及びその従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し、個人情報を適切に取り扱い、関係機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しません。

9 第三者評価の実施の有無

有	無
---	---

10 事故発生時の対応

利用者に対して居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況および事故に際してとった処置について記録します。

11 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- 3) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 4) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者	福西 真奈美
-------------	-----	--------

- 5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12 身体的拘束

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。尚、ハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれております。

【サービスご利用にあたっての禁止事項やお願い】

・ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- ・物を投げつける
- ・怒鳴る、奇声、大声を発する
- ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
- ・対象範囲外のサービスの強要 など

■セクシャルハラスメント

- ・事業者の職員に対して体を触る、手を握る
- ・腕を引っ張り抱きしめる
- ・性的な話や卑猥な言動をする など

■禁止事項

- ・事業所の職員に対して行う嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ・パワーハラスメントなどの行為
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること

14 業務継続の計画（BCP）の策定等

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施致します。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底しています。
- 2) 事業所における感染症の予防及びまん延の予防のための指針を整備しています。

年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業を行う事業所	(株) ケアネット 会津サービスセンター
所在地	会津若松市門田町工業団地 3 7 - 1
説明者	職名 介護支援専門員
	氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
家族代表	住所	
(続柄)	氏名	印
代理人	住所	
(続柄)	氏名	印

